

○豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

昭和53年 9 月 30 日

規則第63号

豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

（題名改正〔平成 3 年規則53号・26年51号〕）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年豊橋市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成 3 年規則53号・26年51号〕）

（社会保険各法）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- （1） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
- （4） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （5） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（一部改正〔昭和59年規則44号・48号・平成 9 年23号〕）

（受給者証の交付申請）

第 3 条 条例第 2 条に規定する受給資格者は、母子父子家庭等医療費受給者証（交付・再交付）申請書・受給資格等（変更・喪失）届（様式第 1 号。以下「共通申請書（届）」という。）を市長に提出し、条例第 3 条第 1 項に規定する母子父子家庭等医療費受給者証（様式第 2 号。以下「受給者証」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は前条に規定する社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証するものその他条例第 2 条に規定する受給資格者であることを明らかにする書類等を提示し、又は添えなければならない。

3 受給者証の有効期間は、第 1 項の規定による申請のあった日の属する月の初日（その者が同日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）から同日以

後の10月31日（その者が同日までに受給資格者でなくなる場合は、受給資格者でなくなる日）までとする。

（一部改正〔昭和61年規則21号・平成3年53号・8年24号・26年51号・28年10号・30年5号・31年28号・令和6年55号〕）

（受給者証の更新申請等）

第4条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年8月1日から同月31日までの間に、母子父子家庭等医療費受給者証更新申請書（様式第2の2号）を市長に提出して受給者証の更新を申請することができる。

2 前項の規定による申請には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、前条第3項中「第1項の規定による申請のあった日の属する月の初日（その者が同日において受給資格者でない場合は、受給資格者となった日）」とあるのは、「前回の有効期間の末日の翌日」とする。

3 受給者は、受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成3年規則53号・8年24号・28年10号・30年5号・31年28号〕）

（受給者証の再交付申請）

第5条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、共通申請書（届）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、速やかに、これを市長に返還しなければならない。

（一部改正〔平成3年規則53号・8年24号〕）

（母子父子家庭等医療費助成申請）

第6条 条例第4条第1項に規定する母子父子家庭等医療費の助成を受けようとする者は、母子父子家庭等医療費助成申請書（様式第3号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による当該医療に関する給付が行われたことを証明する書類、医療に要した費用に関する証拠書類その他市長が必要と認めた書類を添えなければならない。

（一部改正〔平成3年規則53号・8年24号・26年51号〕）

(助成額の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、助成額を決定し、その旨を受給者等に通知しなければならない。

(変更の届出)

第8条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名の変更

(2) 市の区域内における住所の変更

(3) 条例第4条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者の変更又は当該医療の給付内容の変更

(4) 被保険者等、組合員等又は加入者等の記号番号の変更

2 受給者は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、14日以内に共通申請書(届)に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔昭和62年規則19号・平成3年53号・8年24号・令和6年55号〕)

(資格喪失の届出)

第9条 受給者は、条例第2条第1項の規定に該当しなくなったとき又は同条第2項各号の規定に該当するに至ったときは、速やかに、共通申請書(届)に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(全部改正〔昭和62年規則19号〕、一部改正〔平成3年規則53号・8年24号〕)

(第三者の行為による被害の届出)

第10条 母子父子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、母子父子家庭等医療費の助成を受け、又は受けようとするものは、速やかに、第三者の行為による被害届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成3年規則53号・8年24号・26年51号〕)

(添付書類等の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月30日規則第37号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月29日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月19日規則第48号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月31日規則第21号）

この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第19号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年6月26日規則第33号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成3年3月1日規則第3号）

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の豊橋市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定により調製されている様式第1号及び様式第3号から様式第6号までの様式は、この規則による改正後の豊橋市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成3年6月24日規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成3年8月1日から施行する。
（豊橋市福祉事務所処務規則の一部改正）
- 2 豊橋市福祉事務所処務規則（昭和59年豊橋市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条老人福祉医療課の部福祉医療係の項第1号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

附 則（平成6年3月31日規則第12号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の（中略）豊橋市母子家庭等医療費

の助成に関する条例施行規則（中略）（以下「関係規則」という。）の規定により作成されている様式は、この規則による改正後の関係規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 24 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日規則第 23 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 11 月 12 日規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 12 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則の施行の日以後の各施設の使用について承認されている日が改正後の各規則に規定する休館日又は休止日に当たるときは、改正後の各規則の規定にかかわらず、当該日は当該施設の休館日又は休止日としない。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 29 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式は、改正後の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日規則第 31 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（後略）
（豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この規則の施行の際現に第5条の規定による改正前の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された母子家庭等医療費受給者証は、同条の規定による改正後の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された母子家庭等医療費受給者証とみなす。

附 則（平成26年9月30日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- （豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に第5条の規定による改正前の豊橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された母子家庭等医療費受給者証については、同条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づいて交付された母子父子家庭等医療費受給者証とみなす。

附 則（平成27年12月17日規則第63号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（平成28年3月14日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第1号は、改正後の豊橋市母子父子

家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成31年 3 月27日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則（令和 2 年12月18日規則第75号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月29日規則第31号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日規則第 32 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式第 1 号及び様式第 2 の 2 号（次項において「旧様式」という。）により提出されている様式は、改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和 6 年 9 月 27 日規則第 55 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された母子父子家庭等医療費受給者証は、改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された母子父子家庭等医療費受給者証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式第 2 の 2 号により提出されている様式は、改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により作成されている様式第 2 号及び様式第 2 の 2 号は、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。